平成２５年（フ）第３３１号
新潟市東区桃山町２丁目174番地　秋葉通団地Ｊ棟105
債務者　芳賀　広信
1　決定年月日時　平成25年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１１号
金沢市池田町３番丁７番地　レジデンス・セキ池田町302号室、住民票上の住所金沢市泉野町２丁目15番17号
債務者　Ｂａｒ　Ｊｙこと　矢鋪　　淳
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３１５号
金沢市大桑町カ385番地
債務者　栗山　幸代
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２６７号
山梨県中央市浅利3392番地２　ＡＶＡＮＣＥ　Ｍ102
債務者　小沢　千尋
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２６８号
山梨県中央市浅利3392番地２　ＡＶＡＮＣＥ　Ｍ102
債務者　小沢　佳広
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２７９号
山梨県韮崎市下祖母石2086番地１　市営祖母石住宅Ｅ棟19号
債務者　守屋　道男
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２８０号
山梨県韮崎市下祖母石2086番地１　市営祖母石住宅Ｅ棟19号
債務者　守屋　正子
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６５号
三重県伊賀市依那具988番地の４
債務者　山中　　昇
1　決定年月日時　平成25年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第１５２号
大津市坂本６丁目29番78　エイトハイツ坂本502号
債務者　坂田　昌江（旧姓大井）
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６８号
大津市坂本７丁目４番６号
債務者　山本　千景
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２７号
滋賀県守山市古高町20番地　112号室
債務者　吉永　直樹
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３２号
滋賀県草津市平井５丁目10番20―401号　ディオフェルティ草津
債務者　奥山チズ子
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２５５号
滋賀県草津市南笠東２丁目６番６―402号
債務者　岡本　庄司
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１２号
滋賀県東近江市種町380番地10
債務者　中村　英愛
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１１３号
滋賀県東近江市種町380番地10
債務者　中村　未来
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１１９号
滋賀県彦根市後三条町99番地１
債務者　岡﨑マリ子
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第４８７号
広島市安佐南区東野３丁目９番６号
債務者　河野　成子
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５３１号
広島市東区馬木７丁目2334番地２　グリーンハウスⅠ102
債務者　田口　陽子（旧姓平山）
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
広島地方裁判所民事第４部